

令和7年1月29日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第二号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被 処 分 者 金 澤 英 明 (渋谷支部)

処分年月日 令和7年1月29日 (理事会議決日)

処 分 内 容 7年の会員の権利の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第二号)

処 分 理 由 (違反している規則、会則)
① 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
② 東京都行政書士会会則第26条第1項 (補助者)

被処分者は、宅地建物取引業の免許申請を受任し、その際、自らが紹介した者を専任の宅地建物取引士として免許申請を行ったところ、免許取得後、専任の宅地建物取引士が常勤性の要件を充たしていないことが明らかとなり、宅地建物取引業免許の不正取得をほう助した罪で略式起訴され、金50万円の罰金刑が確定した。ただし、補助者に申請前の顧客との連絡を任せていたこともあり、免許申請前の書類作成段階において、専任の宅地建物取引士が「常勤性」を欠く可能性を予見すること又は雇用契約の実態を調査することには限界があり、免許申請時に行政書士が専任の宅地建物取引士の「常勤性」の実態を把握することが難しいことも理解できた。尚、補助者に対する監督が不十分であったことは認め、自己の責任を認めている。

以上の理由から上記の処分を科す。